

マッサージサービス事業

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健康で生活していただけるように低額でマッサージサービスを実施しています。

と き 3月25日(木)、28日(日)
午前10時～午後3時

と ころ 総合福祉センター 2階
教養娯楽室

対 象 市内在住のおおむね70歳以上の人

定 員 各日18人
(申し込み多数の場合は抽選)

費 用 一部負担として1,000円
(施術1回40分)

申し込み 3月17日(水)午前9時から午後3時までの間に、電話で亀岡市視覚障害者協会事務所(総合福祉センター内)

TEL 22-1311

TEL 090-1484-9161

(高齢福祉課)

令和3年度国民年金保険料について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業などにより次の3種類に分類されます。

	必ず加入する人		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合などに加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)
保険料	自分で保険料を納めます。	厚生年金保険料を納めます(国民年金保険料が含まれます)。	自分で保険料を納める必要はありません(配偶者が加入する年金制度が負担します)。

※65歳以上70歳未満で厚生年金保険や共済組合に加入している人のうち、老齢年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

国民年金の保険料

令和3年度保険料 月額16,610円

第1号被保険者には令和3年4月中に日本年金機構から納付書が送付されます。

納付書は3種類(1年前納用、6カ月前納用【前期・後期】、月別納付書)同封されています。

いずれかの納付書に現金を添えて、全国の金融機関、ゆうちょ銀行、指定のコンビニエンスストアで納付期限までに納めてください。

現金納付による2年前納を希望される場合は、別途申し込みが必要ですので京都西年金事務所(TEL 075-323-1170)へお問い合わせください。

※納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申し出により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。未納にせず、必ず免除の申請をしてください。

前納割引制度(現金納付の場合)

国民年金保険料の支払いには、まとめて前払いすると割引される前納割引制度があります。

お得な前納割引制度をぜひ利用してください。

	本来納付額	前納額	割引額	納付期限
毎月納付	16,610円	—	—	翌月末
6カ月前納	99,660円	98,850円	810円	4月～9月分保険料 4月30日(金)
				10月～翌年3月分保険料 11月1日(月)
1年前納	199,320円	195,780円	3,540円	4月30日(金)
2年前納	398,400円 ※令和4年度保険料 月額16,590円	383,810円	14,590円	4月30日(金)

※月末が休日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

問 京都西年金事務所 TEL 075-323-1170

市役所1階市民課国民年金係(4番窓口) TEL 25-5020 FAX 25-5021

(市民課)

インフルエンザの感染を予防しましょう